

こんな農薬の使い方は

レッドカード

あなたはこんな農薬散布をしていませんか？



大阪府環境農林水産部農政室

農薬を正しく使用しなかったために、 当人はもちろん産地全体に大きな 影響を与えた実例です。

あなたはこんなことをしていませんか？

事例	結果
A県産のいちごの残留農薬を検査したところ、食品衛生法の基準の8倍を超える殺虫剤成分を検出。	当該農協は部会員179名の全出荷を停止。出荷停止は6日に及び、損害額は約1億8千万円。1名の生産者が定植前に土壌混和する殺虫剤を定植後に水に溶かして施用していたことが判明。農協部会は当人に罰金を科すとともに、部会員資格を後継者に譲るよう事実上の引退を勧告。
J市の保健所がK県産のパセリの残留農薬を検査したところ、食品衛生法の基準値の1,600倍を超える殺虫剤成分を検出。	当該農協はパセリの全出荷を停止するとともに、出荷済みのパセリを回収。1名の生産者が適用外の農薬を間違えて散布したことが判明。この出荷停止等による推定損害額は約3千万円。当人はJAのパセリ部会を退会。
D県C農協の自主検査の結果、「さやいんげん」から適用外農薬を検出。	出荷済みのさやいんげんは自主回収、未収穫分は廃棄。報告を受けた県の立入検査により適用外農薬の使用が判明。「さやいんげん」と「いんげんまめ」が農薬使用上は別の対象作物（※）であることを認識せずに農薬を使用していたことが原因。
ぶどうにダニ剤を散布する際、2,000倍で希釈すべきところを勘違いして1,000倍で希釈して散布してしまった。	散布後に自分で気付いたことから、速やかに最寄りの普及Cに事実関係を報告して指導を求めた。収穫まで1か月以上期間があったため、収穫直前まで待ったうえで残留農薬分析を行い、基準値を超えていないと確認したうえで出荷した。当人は農取法違反で文書指導を受けた。
なすのミナミキイロアザミウマ防除に苦慮していたことから、既になすでの適用がなくなった殺虫剤を使用し、保健所の収去検査で検出。	残留基準違反の報道発表を受けて、JAは速やかに当人が出荷したなすを回収。さらに地区内のなす生産者全員の残留農薬分析を行い、基準超過がないことを確認し市場の荷受け拒否を回避。当人は周囲のなす生産者に迷惑をかけたとして、その年のなす栽培を打ち切った。
しその出荷前に農薬使用履歴のチェックをしたところ、適用外農薬の使用が発覚した。	出荷前であったため、しその栽培を打ち切り処分した。使用した農薬が多く、作物に登録があり、しそにも使用できるとの思い込みが原因。他の生産者でも同様の違反が確認されたことから、地域で徹底的な意識改革に取り組むこととなった。当人は農取法違反で文書指導を受けた。

※豆類は種実と未成熟で農薬の適用範囲が基本的に異なります。いんげんまめは種実、さやいんげんは未成熟です。

農薬を正しく使用するための 4つのルール

ルール1

購入する前、使用する前にラベルを良く読む！

農薬のラベルには、守らなくてはならない情報・役に立つ情報が詰まっています。

※「短期暴露評価」も確認してください。

ルール2

病害虫の発生状況をよく見る！

病害虫の発生状況をよく観察しながら散布すると、無駄な散布、手遅れの散布を減らすことができます。

ルール3

散布記録は必ずつける！

農薬の散布だけでなく、普段の農作業の全てを記録しましょう。

次年以降の栽培管理の参考にもなります。

ルール4

散布後は噴霧器を必ずよく洗浄する！

以前使用した農薬が残っていると、散布したつもりがなくても農作物に付着し、適用外農薬が検出されることがあります。



農薬を使用する前にラベルを再確認！

その農薬は正しいですか？

毒劇物の表示
毒物・劇物には、医薬用外毒物・医薬用外劇物の表示があります。保管するときには、他の農薬と分けて保管する必要があるだけでなく、購入時には印鑑が必要となります。

商品名
農薬の商品名が書かれています。

種類名
農林水産大臣が、農薬の有効成分の一般的な名称を基にして決めたものです。種類名が同じであれば商品名が異なっても、同じ成分の農薬です。

有効成分と量
どのような物質が含まれているかがわかるよう、化合物名が書かれています。また、その含有量が表示されています。

性状
製品の色や状態、大きさなどを表しています。

登録番号
農林水産大臣の登録を証明するもの。病害虫の防除などには必ずこの番号が記入されているものを使いましょう。

農薬の種類
殺菌剤・殺虫剤・殺ダニ剤等の区別

農薬の剤型
乳剤・水和剤等の区別

農林水産省登録 第〇〇〇〇〇号

殺ダニ剤
△△△△水和剤
ピリダベン水和剤
100g 入

【成分】ピリダベン・・・20.0%
(2-tert-ブチル-5-(4-tert-ブチルベンジルチオ)-4-クロロピリダジン-3(2H)-オン
鉱物質微粉、界面活性剤等・・・80.0%

【性状】類白色水和性粉末 45 μm 以下

〇〇〇株式会社
住所 〇〇〇〇×××××

作物名・適用病害虫
使用可能な作物名・適用病害虫などが決められています。

希釈倍数・使用量
希釈倍数や、10アール当たりの使用量等を記載しています。

使用時期・総使用回数
使用できる収穫前日数と、成分ごとの総使用回数がかかれています。(商品名が異なっても、成分が同じなら使用回数に数えます。)

使い方
全ての農薬に使用方法が定められています。

効果・薬害等の表示
使用上の注意事項です。使い方によっては、効果が低下したり薬害が出ることがあるのでよく読みましょう

治療法
万一、中毒を起こした場合の治療法が書かれています。医師の適切な処置を受けてください。

魚毒性等の表示
魚介類への注意です。魚介類への毒性が強いものには魚介類注意の表示があります。

★ラベルをよく読む。★記載以外には使用しない。
★小児の手の届くところには置かない。
【適用病害虫と使用方法】
※印は、収穫物への残留回避のため、その日まで使用できる収穫前日数、本剤およびその有効成分を含む農薬の総使用回数の制限を示す。

作物名	適用病害虫	希釈倍数(倍)	10アール当たり散布量	使用時期※	本剤およびその有効成分を含む農薬の総使用回数
かんきつ	ミカンハダニ	2,000~3,000	200~700リットル	3日	2回以内
	ミカンサビダニ				
	ミカントゲコナジラミ若齢幼虫				
	チャノキイロアザミウマ				
いちじく	チャノキイロアザミウマ	2,000	200~700リットル	7日	1回
	チャノキホリダニ	3,000			
ぶどう	イテジクモンサビダニ	1,000~1,500	200~700リットル	7日	1回
	ハダニ類	1,000~1,500			
もも	チャノキイロアザミウマ	1,000~1,500	200~700リットル	3日	2回以内
	フタチンヒメヨコバイ	1,000			
もも	ハダニ類	1,000	200~700リットル	3日	2回以内
	モモサビダニ	1,000~1,500			

使い方 散布
【効果・薬害等の注意】
●植物体への浸透移行性がないので、かけ残しのないように葉の表裏に十分に散布する。
●連続散布はハダニ類の抵抗性を発達させるおそれがあるので、できるだけ年1回散布とし、他の殺ダニ剤との輪番で使用。
●散布量は対象作物の生育段階、栽培形態及び散布方法に合わせ、調節する。
●本剤の使用に当たっては使用量、使用時期、使用方法を誤らないように注意し、特に初めて使用する場合は、病害虫防除所等関係機関の指導を受けること。
【医薬用外劇物の注意】
●医薬用外劇物。取扱いは十分注意する。誤って飲み込んだ場合には吐き出させ、直ちに医師の処置を受ける。本剤使用中に身体に異常を感じた場合には直ちに医師の処置を受ける。
●散布の際は防護マスク、手袋、不浸透性防除衣などを着用してください。また散布液を吸い込んだり浴びたりしないよう注意し、作業後は直ちに手足、顔などを石けんでよく洗い、洗顔・うがいをするとともに衣服を交換する。
●作業時に着用していた衣服等は他のものとは分けて洗濯する。
●かぶれやすい体質の人は取扱いは十分注意する。

【保管】
●密閉し、直射日光を避け、食品と区別して、冷凍・乾燥したところでカギをかけて保管する。
★盗難・紛失の際は警察に届ける。
★空袋は農場などに放置せず、適切に処理する。

最終有効年月(西暦下2けた) 17.10 AAB001234


安全使用上の注意
守らなければならない注意事項が記載されています。特に注意が必要なものには下記のマークが表示されています。


有効期限
最終有効期限年月。この表示は2017年10月まで有効であることを意味しています。


特に**毒物・劇物**については


- 火災時の措置
- 漏出時の措置
- 廃棄時の注意
- 運送上の注意


の4項目について農薬ごとに注意事項などが記載されていますので、農薬購入時に確認しましょう


メガネ着用 

マスク着用 

手袋着用 

防除着用 

かぶれ注意 

魚介類注意 

農薬を保管するときの注意

- ・農薬専用の保管場所を定め、必ずカギをかけましょう。
- ・最終有効期限に注意して、年月の早いものから使用しましょう。
- ・毒物・劇物の農薬については、保管場所に「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の表示をしましょう。
- ・直射日光の当たらない、冷涼・乾燥した場所で保管しましょう。
- ・保管時に特別な注意が必要な農薬は、ラベルに表示されている保管管理方法に従って分離保管しましょう。
- ・容器の移し替えは絶対にないようにしましょう。
- ・除草剤は他の殺菌剤や殺虫剤と区別して保管管理しましょう。

散布液の残りの処分方法

散布液の残りは、散布ムラの調整等に使用し、必ずその場で使い切るようにします。河川等へ流入すると魚介類に被害を与えたり、地下水汚染の原因となるので水路等に流すのは絶対やめましょう。

空容器の処分の仕方

使い切った農薬の容器は、農薬が残らないようによく洗い、回収等に出します。回収を行っていない地域では、関係法令を遵守し、農薬販売業者や許可された産業廃棄物処理業者に処理を依頼しましょう。

大阪府では次の農薬は使用しないよう定めています

- 特定毒物農薬： りん化アルミニウムくん蒸剤（商品名 ホストキシン等）
- 水質汚濁性農薬： CAT 除草剤（商品名 シマジン等）
- 毒物： EPN 剤（商品名 EPN 等）

短期暴露評価

農薬の登録にあたって、新たに急性参照用量（ARfD）を超えないかという点においても評価（短期暴露評価）されることとなりました。

これに伴い、既に登録されている農薬でも、登録作物の削除や収穫前日数、総使用回数、希釈倍率の変更等の登録内容の変更が行われる場合があるので、農薬製造者のチラシ等により必ず確認するようにしましょう。

残留農薬のポジティブリスト制度

農薬残留基準が定められていない農薬と作物の組み合わせについて原則 0.01 ppm という厳しい基準が一律適用される制度。わずかに薬液がかかったなどの場合でも、作物から適用外の農薬成分が検出されれば食品衛生法違反となります。

農薬を散布する時には、 周辺への飛散（ドリフト）に注意！

農薬を散布するときは、街路樹やほ場など、使用場所にかかわらず**周辺への飛散**を防止しなければなりません。もし飛散して他の作物にかかってしまった場合、「食品衛生法違反」となるおそれがあります。



農薬の散布後は、必ず器具を洗浄！

前回農薬を散布した器具で、別の農薬を散布する場合は、タンクやホースに**残液が無い**ようにしたうえ、しっかりと**洗浄**してから使用しないと、前回使用した農薬により「食品衛生法違反」となるおそれがあります。



疑問な点、不明な点等のお問い合わせは下記まで

名称、所在地等	代表電話番号(直通番号) FAX 番号
大阪府環境農林水産部農政室推進課病害虫防除グループ 〒583-0862 羽曳野市尺度4 4 2 ホームページ http://www.jpnpn.ne.jp/osaka/	直通のみ (072-957-0520) FAX 072-956-8711
大阪府北部農と緑の総合事務所農の普及課 〒567-0034 茨木市中穂積1-3-43 三島府民Cビル内	072-627-1121 (622-3435) FAX 072-623-4321
大阪府中部農と緑の総合事務所農の普及課 〒581-0005 八尾市荘内町2-1-36 中河内府民Cビル内	072-994-1515 (922-3070) FAX 072-991-8281
大阪府南河内農と緑の総合事務所農の普及課 〒584-0031 富田林市寿町2-6-1 南河内府民Cビル内	0721-25-1131 (25-1174) FAX 0721-25-0425
大阪府泉州農と緑の総合事務所農の普及課 〒596-0076 岸和田市野田町3-13-2 泉南府民Cビル内	072-439-3601 (439-0167) FAX 072-438-2069
大阪府環境農林水産部農政室推進課地産地消推進グループ 〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16	06-6941-0351 (6210-9590) FAX 06-6614-0913

最新の農薬登録情報については、下記のホームページを確認してください。

独立行政法人 農林水産消費安全技術センター (FAMIC)
ホームページ <http://www.acis.famic.go.jp/toroku/>

農薬登録情報提供システム 検索



環境農林水産部農政室推進課 (平成27年9月)

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16

TEL 06-6210-9590/FAX 06-6614-0913

ホームページ <http://www.pref.osaka.lg.jp/nosei/>

この冊子は12,000部作成し、1冊あたりの単価は8.04円です。